

新市まちづくり計画

新市建設計画

小野田市・山陽町合併協議会





新市まちづくり計画

第1章 序論	2
1 計画策定の背景	2
2 計画策定の方針	3
第2章 新市の概況	4
1 位置と地勢	4
2 人口・世帯	5
3 産業	8
第3章 新市の合併をめぐる課題	9
1 合併の必要性と効果	9
2 合併で懸念される課題と対応策	12
第4章 新市建設の基本方針	13
1 新市の将来像	13
2 まちづくりの基本方針	15
3 土地利用の方向	18
第5章 新市の主要施策・主要事業	20
1 多様な雇用機会を創出する活力ある産業づくり	21
2 活気に満ちた往来のあるまちの基盤づくり	24
3 夢と生きがいをもち、魅力と個性ある教育・文化づくり	26
4 健康でやさしさと笑顔のあふれる福祉社会づくり	28
5 自然と共生した安全で快適な生活環境づくり	30
6 協働による住民主役のまちづくり	32
7 効率的な行財政基盤をもつまちづくり	33
第6章 公共的施設の適正配置と整備	34
第7章 財政計画	35
用語解説	38

第1章 序論

1 計画策定の背景

市町村は、住民に最も身近で基礎的な自治体として、生活に密着したサービスの提供や、地域の特色を活かしたまちづくりなどに重要な役割を果たしてきました。

さらに、市町村の境界を越えた広い範囲での行政サービスについては、一部事務組合などを組織し、相互に連携、協力して住民サービスの向上に努めてきました。

しかし、近年、交通や情報通信手段などの発達によって、住民の日常生活の範囲は、市町村の区域を越えて拡大しています。また、生活様式や価値観は多様化し、行政に対するニーズも多種多様になってきています。

21世紀を迎え、国は政府の行政機構である省庁再編を実施するとともに、特殊法人改革などの行政改革を積極的に実施しています。また、さまざまな行政上の権限を市町村に任せ、自治体が自主性・自立性をもって自らの判断と責任のもとに行政運営していくという地方分権を進めています。

それぞれの市町村は、行財政改革を進め、行政の効率化に取り組んでいますが、国の厳しい財政事情や少子高齢化が差し迫った課題となっている今日、住民サービスを低下させることなく次世代につなげる方策を模索する必要性に迫られています。

小野田市と山陽町は、ひとつの日常生活圏として生活・経済・文化面において強い結びつきをもち地域的な一体性を育むとともに、それぞれの市町で、住民の福祉向上や産業の振興など独自のまちづくりを進めてきましたが、ごみ処理など単独で取り組むのが効率的ではない事務に関しては、共同で取り組んできました。

しかし、社会の変化に対応した質の高い住民サービスを提供し、より効率的な運営を進めていくためには2つの市と町が合併し、一つの「まち」としてより強固な行財政基盤を築く必要があります。

今回の合併の意義は、地方分権型社会の実現を目指し、歴史的・文化的条件が同じである両市町が合併することで、このような諸課題を解決するとともに、社会経済情勢の変化を踏まえた地域社会の振興のための施策を展開し、個性豊かな地域社会の創造と魅力あるまちづくりを推進することにあります。

2 計画策定の方針

(1) 計画の趣旨

本計画は、合併特例法（市町村の合併の特例に関する法律）に基づき、小野田市と山陽町が合併を通じて新市を建設していくにあたり、その基本方針と、それに基づく主要施策を定めるものです。その実現を図ることにより、両市町の速やかな一体化を促進するとともに、地域の均衡ある発展と住民福祉の向上を目指します。

なお、新市における施策の詳細かつ具体的な内容については、本計画に基づき、新市で策定される総合計画（基本構想、基本計画、実施計画）に継承するものです。

(2) 計画の構成

本計画は、新市を建設していくための基本方針、基本方針を実現するための主要施策、公共的施設の適正配置と整備、財政計画を中心として構成します。

(3) 計画の期間

本計画の期間は、平成17年度から平成31年度までの15か年とします。

(4) 計画策定の基本視点

- ①新市建設の基本方針を定めるにあたっては、様々な社会情勢の変化や多様化する行政ニーズ^{*}への対応とあわせ、両市町の基本構想の理念を踏まえつつ、将来を展望した長期的視野にたつものとしします。
- ②公共的施設の適正配置と整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域のバランス、さらに財政事情を考慮しながら逐次実施していくものとしします。
- ③ハード事業に偏ることなく、ソフト事業も重視した計画としします。
- ④財政計画は、合併特例債など国等の財政支援を十分活用するものとししますが、歳入面での過大な見積りは避け、新市において健全な財政運営が行われるよう十分留意して策定するものとしします。

第2章 新市の概況

1 位置と地勢

新市は、山口県の南西部に位置し、南は周防灘に面し、東は宇部市、楠町、北は美祢市、西は下関市に接しています。南北が約20km、東西が約15km、総面積は132.9km²です。

北部一帯は標高200～300m程度の中国山系の尾根が東西に走って市境を形成しています。中央部から南部にかけては丘陵性の台地から平地で、海岸線一帯はほとんど干拓地となっています。市内中央部には2級河川厚狭川、有帆川が流れ、平地部を通過して瀬戸内海に注いでいます。市街地はこれら丘陵部から平地部を中心に発達しました。

そして、市街地を取り囲むように、丘陵部の里山や河川、海などの豊かな自然のほか、森と湖に恵まれた公園や海や緑に囲まれたレクリエーション施設があり、優れた自然環境に包まれています。

気候は、年間を通じて温暖で、降水量の少ない典型的な瀬戸内型気候を示し、生活及び産業立地上好条件を備えています。

また、市域のほぼ中央に山陽自動車道宇部下関線が、また、それを挟むように国道2号と190号が東西方面に連絡し、これらと交差して、国道316号、主要県道小野田山陽線が南北に走り、県北部に連絡しています。鉄道も、JR山陽新幹線を軸に山陽本線、美祢線、小野田線が各方面に連絡するなど、県南西部の交通の要衝となっています。



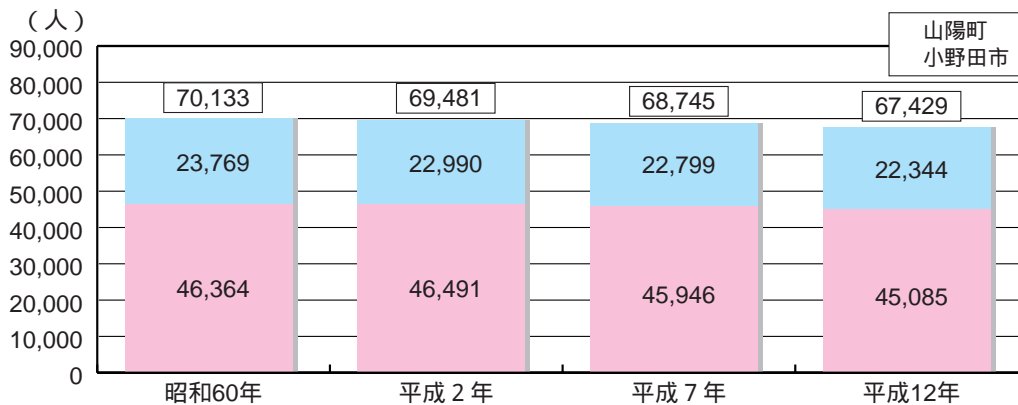
2 人口・世帯

(1) 人口

平成12年国勢調査での人口は、小野田市が45,085人、山陽町が22,344人で、新市全体では67,429人となっています。

昭和60年からの推移をみると、両市町とも微減傾向で推移しています。

人口推移



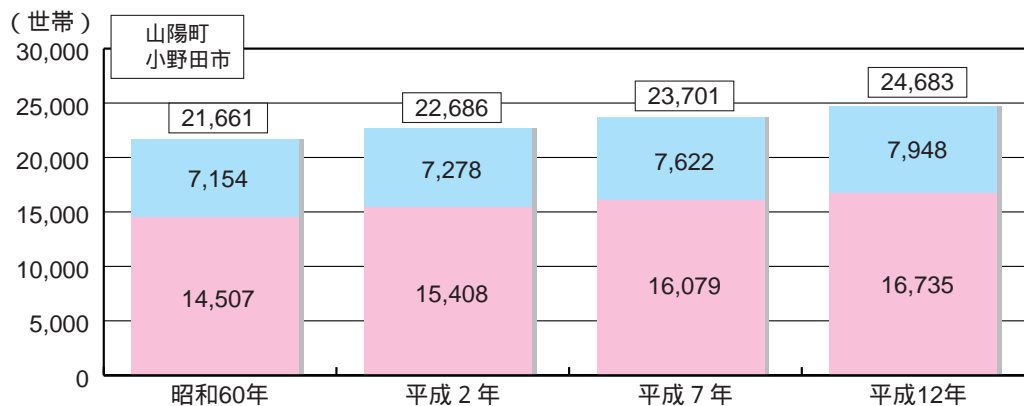
(2) 世帯数

平成12年国勢調査での世帯数は、小野田市が16,735世帯、山陽町が7,948世帯で、新市全体では24,683世帯となっています。

昭和60年からの推移をみると、両市町とも増加傾向にあり、新市全体でも昭和60年から平成12年までの15年間で、14.0%増加しています。

こうしたことから、1世帯当たりの人数は年々減少しており、平成12年で2.73人と核家族化がより一層進行しています。

世帯数の推移



(資料) 国勢調査

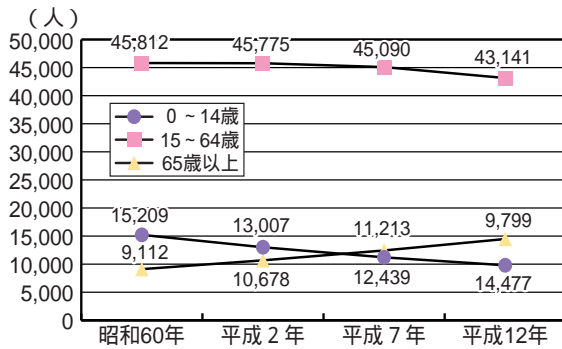
(3) 年齢別人口

年齢3階級別人口を新市全体で見ると、平成12年国勢調査時点で、0～14歳の年少人口は9,799人で全人口に占める割合は14.5%、15～64歳の生産年齢人口は43,141人で64.0%、65歳以上の老年人口は14,477人で21.5%となっています。

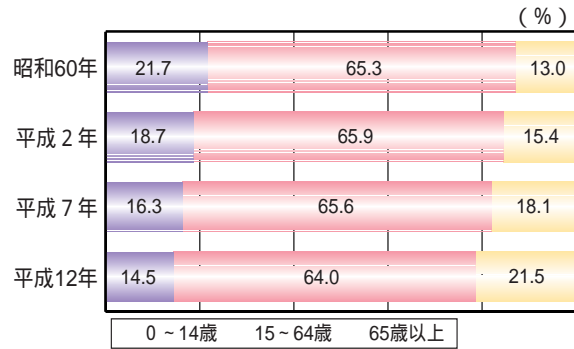
老年人口比率は平成12年時点で、県平均（22.2%）並みとなっていますが、全国平均（17.3%）よりも高く、高齢化が進んでいます。

昭和60年からの推移を見ると、少子高齢化の影響により年少人口の減少と老年人口の増加傾向が顕著にみられ、平成7年の調査から、老年人口が年少人口を上回っています。

新市の年齢3階級別人口推移



新市の年齢3階級別割合推移



年齢3階級別割合比較 (%)

	平成12年	0～14歳	15～64歳	65歳以上
新市		14.5	64.0	21.5
山口県		14.0	63.8	22.2
全国		14.6	67.9	17.3

市町別年齢3階級別割合推移

		小野田市	山陽町	合計
昭和60年	0～14歳	22.0	21.1	21.7
	15～64歳	65.3	65.3	65.3
	65歳以上	12.7	13.6	13.0
平成2年	0～14歳	19.1	17.9	18.7
	15～64歳	66.1	65.4	65.9
	65歳以上	14.8	16.6	15.4
平成7年	0～14歳	16.5	16.0	16.3
	15～64歳	66.2	64.3	65.6
	65歳以上	17.3	19.8	18.1
平成12年	0～14歳	14.6	14.5	14.5
	15～64歳	64.8	62.2	64.0
	65歳以上	20.6	23.3	21.5

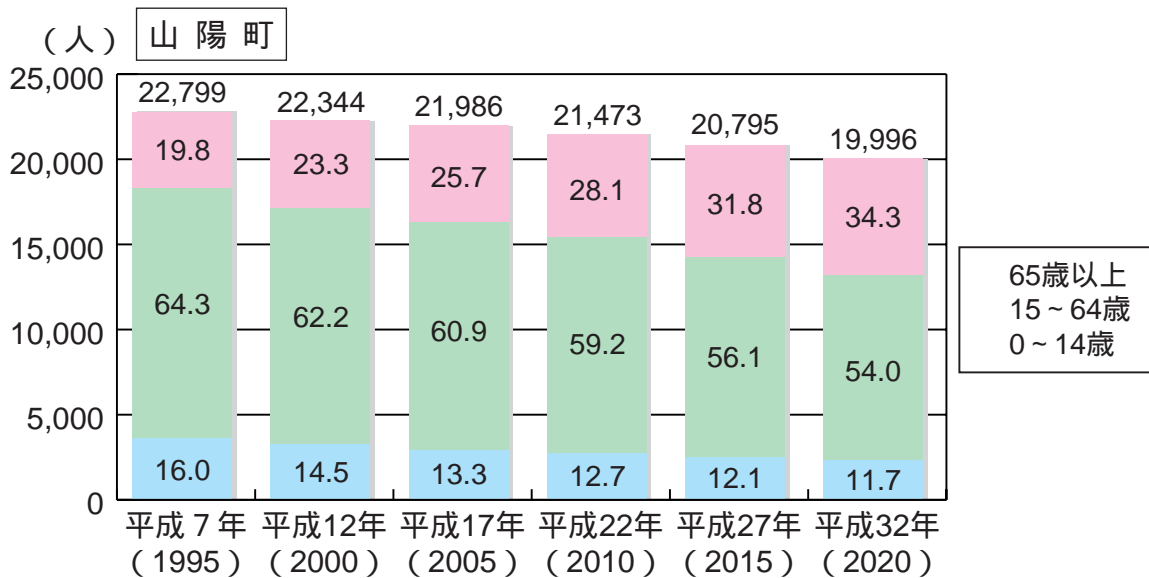
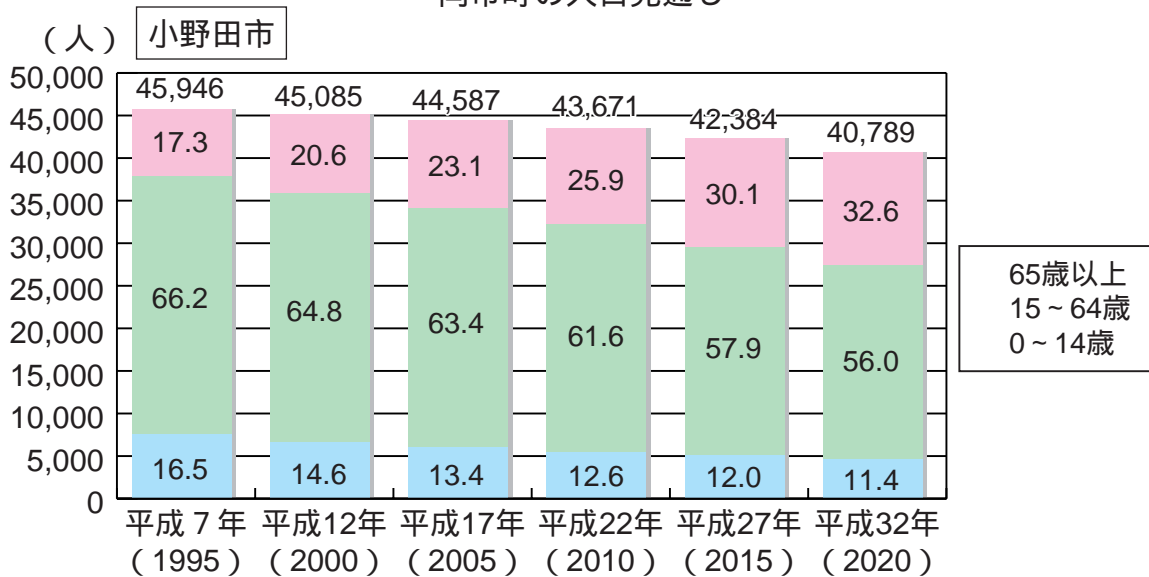
(注) 年齢不詳があるため、合計が必ずしも100%にならないものもある。 (資料) 国勢調査

(4) 将来人口の見通し

両市町の総人口を、平成7年と12年の国勢調査による男女各年齢人口をもとに「コーホート要因法」により推計すると、小野田市は、平成12年国勢調査時点の45,000人強に比べ平成27年時点で2,700人、32年で4,300人の減少、山陽町も同様に27年で1,600人、32年で2,300人の減少が予測されます。

また、年齢別では65歳以上の老年人口の増加と14歳以下の年少人口の減少が続き、少子高齢社会の進展が予測されます。

両市町の人口見通し



(注)年齢別は%を示す。

コーホート要因法...コーホート要因法 (cohort component method) とは、基準年次の男女別年齢別人口を出発点とし、これに仮定された男女年齢別生残率、男女年齢別社会人口移動率、女子の年齢別出生率および出生性比を適用して将来人口を求める方法。

3 産 業

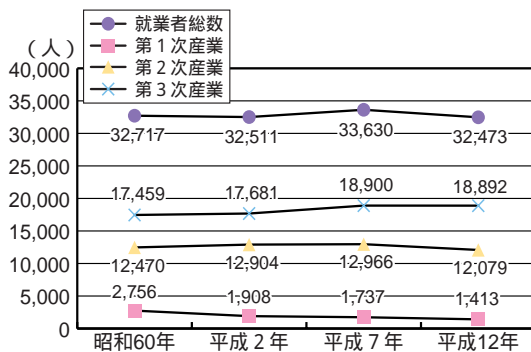
新市での平成12年就業者総数は32,473人です。内訳は、第1次産業が1,413人（4.4%）、第2次産業が12,079人（37.2%）、第3次産業が18,892人（58.2%）となっており、県や全国の上業者割合と比べ第2次産業の割合が高くなっています。

昭和60年からの推移をみると、第1次産業の就業者数は、昭和60年の2,756人（占める割合8.4%）に比べ、平成12年は1,413人となり、その割合も4.4%まで低下しています。

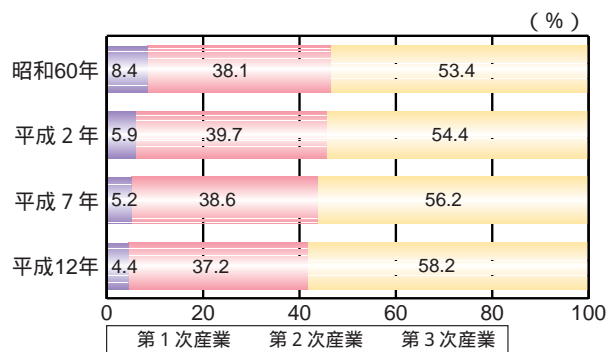
第2次産業の就業者数は、平成7年の12,966人をピークに、平成12年は12,079人と若干減少し、その割合も37.2%に低下しています。

第3次産業の就業者数は、昭和60年の17,459人（占める割合53.4%）から、平成12年は18,892人となり、その占める割合も58.2%と上昇しています。

新市の産業別就業者数の推移



新市の産業別就業者割合の推移



市町別産業別就業者数とその割合の推移

	小野田市		山陽町		合 計		
	人	%	人	%	人	%	
昭和60年	合 計	21,104	100.0	11,613	100.0	32,717	100.0
	第1次産業	1,046	5.0	1,710	14.7	2,756	8.4
	第2次産業	8,726	41.3	3,744	32.2	12,470	38.1
	第3次産業	11,314	53.6	6,145	52.9	17,459	53.4
平成2年	合 計	21,331	100.0	11,180	100.0	32,511	100.0
	第1次産業	719	3.4	1,189	10.6	1,908	5.9
	第2次産業	8,880	41.6	4,024	36.0	12,904	39.7
	第3次産業	11,727	55.0	5,954	53.3	17,681	54.4
平成7年	合 計	21,970	100.0	11,660	100.0	33,630	100.0
	第1次産業	675	3.1	1,062	9.1	1,737	5.2
	第2次産業	8,799	40.1	4,167	35.7	12,966	38.6
	第3次産業	12,480	56.8	6,420	55.1	18,900	56.2
平成12年	合 計	21,272	100.0	11,201	100.0	32,473	100.0
	第1次産業	484	2.3	929	8.3	1,413	4.4
	第2次産業	8,194	38.5	3,885	34.7	12,079	37.2
	第3次産業	12,529	58.9	6,363	56.8	18,892	58.2

（資料）国勢調査 （注）分類不明を表示していないため、合計が一致しないケースもある。

第3章 新市の合併をめぐる課題

1 合併の必要性と効果

(1) 合併の必要性

①日常生活圏の拡大

小野田市の通勤・通学者は、市内が59.9%で、40.1%が他市町村へ通っています。主な通勤・通学先は、宇部市が24.7%、2番目が山陽町への5.7%です。

山陽町は、町内が54.6%、45.4%が他市町村へ通っています。内訳は、宇部市へ12.0%、小野田市へ11.1%、下関市へ10.6%となっています。

このように、社会経済の発展、交通手段の発達などにより、通勤・通学をはじめ、文化・スポーツ活動など住民の日常生活圏や社会経済圏は広域化してきています。

②多様化・高度化する住民ニーズへの対応

社会経済活動の広域化に伴って、単独の市町では対応が難しい幹線道路の整備、ごみ処理をはじめ環境問題への対応などといった行政需要が次々としてきています。

また、高度情報化、国際化の進展による新たな課題への対応や、地球温暖化など地球規模の環境問題、環境ホルモンやダイオキシンなどの有害化学物質への関心の高まりに対する新たな取り組み、福祉、保健・医療での高度な専門性ある要求も一層高まってきています。

③少子高齢社会の到来

少子高齢化は、社会の活力を維持しながら、介護サービスなど新たな行政ニーズに対応しなければならないという難しい問題を提起しています。

新市の年齢別人口の構成比は、平成12年は、0～14歳の年少人口14.5%、15～64歳の生産年齢人口64.0%、65歳以上の老年人口21.5%となっており、昭和60年からの推移をみると、少子高齢化の影響により年少人口の減少と老年人口の増加傾向が顕著にみられます。

④地方分権の推進

住民ニーズの多様化に対応した行政サービスの拡大が求められている一方

の地域づくりについて、広域的視点に立ったまちづくりを効果的に実施することが可能となります。

両市町で整備された様々な施設や、地域イベントが連携することで、地域情報の発信や交流人口の拡大など、より効果的で魅力のあるまちづくりが可能となります。

合併により両市町がもつ特色ある地域資源を活用して、産業、教育、地域交流など広い分野での事業展開を行うことで、人・モノ・情報が行き交う、元気ある地域づくりを展開していくことができます。

効率的な行財政の運営が可能となります。

合併と行政改革の推進に伴い、職員及び議員数の適正化や施設の適正配置により効率化が図られ、きめ細やかで質の高い行政サービスが可能となるとともに、中長期的な視点で効率的な行財政の運営が可能となります。

②住民サービスの高度化と利便性の向上

専門職員などの適正配置により専門的かつ高度なサービスの提供が可能となります。また、サービス選択の幅が広がり利便性が向上します。

高度・多様化する住民ニーズにこたえていくためには、専門的な行政を展開していく必要があります。合併により規模が大きくなることで、専門職員の増強が図られ専門的かつ高度なサービスの提供が可能となります。公共施設の相互利用が可能となることで、住民の利便性が向上するとともに、相互交流の場が増加します。

公共的団体の統合・新設を通して新たな地域活力の創出が可能となります。

公共的団体の統合や新設が図られ、多様で広域的な事業の展開が行われることにより、新たな交流と地域活力の創出が可能となります。

2 合併で懸念される課題と対応策

合併に関する住民意向調査で、合併により心配されることについての問いに対し、次の3項目についての懸念が多く回答されています。

(1) 行政サービス水準と負担について

一般的に合併後のサービス水準は現行の高い方に合わせ、負担は現行の低い水準の方に調整されることが多くなっていますが、すべてに対応するのは難しい場合もあります。合併により事務処理の合理化を図り、すべての地区で公平にサービスが受けられるようになることに対する期待がある一方で、負担が増えるのではないかと懸念されています。

〔対応策〕

- ・総合的見地からの合併のメリット や必要性の説明
- ・住民の意向を踏まえた新市の施策の検討

(2) 地域間格差について

合併によって、購買力・広域交流機能などの面で種々な地域間格差が拡大し、地域特性から都市機能などの整備で取り残される地区が出てくるのではないかと懸念されています。

〔対応策〕

- ・両市町が有する充実した施設の適正配置
- ・両市町で行われていた事業の継続性に配慮した予算の編成

(3) 住民に密着したサービスについて

役所の組織機構が変わることによって、従来利用していた役所・役場や支所・出張所が利用できず、日常的な行政サービスや、公共工事や福祉サービスなどに対する相談業務など、きめ細かなサービスが受けにくくなるのではないかと懸念されています。

〔対応策〕

- ・市民生活に身近な業務の支所での対応
- ・本庁と支所・各施設間の情報通信ネットワーク の積極的な活用
- ・意見収集や情報発信など広報広聴活動の一層の充実

第4章 新市建設の基本方針

1 新市の将来像

(1) まちづくりの基本理念

新市は、JR山陽新幹線厚狭駅の開業、山陽自動車道宇部下関線の開通とそれに伴う国道2号バイパスなど幹線道路の整備に加え、港湾、空港利用の利便性にも富んでいることから、県南西部における広域交通の要衝として重要な役割を担う位置にあります。そして、比較的まとまった範囲に、山、川、海といった自然が与えてくれたすばらしい資源のほか、歴史、文化、産業、レクリエーション資源など先人が培ってきた優れた財産が数多くあります。

そこで、この美しいまちに生まれ、育ち、わが郷土を誇りに思う「こころ」を大切に、新市建設にあたり、次の2つの基本理念を定め、新しいまちづくりを進めます。

交流拠点の特性を活かした創造力と活力のある
躍動感あふれるまちづくり

長い歴史の中で育まれた創造力と活力を基本に、高速交通網、都市機能の充実など県南西部の交流拠点としての特性を活かし、産業や地域経済を牽引する躍動感あふれるまちづくりを進めます。

郷土の誇りと互譲互助の“こころ”がひとつになって
未来を拓くまちづくり

わが郷土を誇りに思うこころ、愛するこころを持つ人々が、お互いを尊重し助け合うこころをもって力を合わせ、未来を拓くまちづくりを進めます。

(2) 新市の将来像

これまでの両市町のまちづくりの歩みを引き継ぎ、地域の独自性を尊重しながら、優れた地域資源の効果的、有機的な活用を図り、地域の一体化と均衡のとれた住みよいまちを目指し、まちづくりの基本理念を踏まえ、新市の将来像を次のように定めます。

将来像

心豊かでうるおいと活力に満ち
自然と共生した 住みよいまち



心豊かでうるおいと活力に満ち
新市になって、一人ひとりの“こころ”が豊かになり、その心の豊かさが、住民一人ひとりの生活にうるおいをもたらし、地域の活力となる。

自然と共生した 住みよいまち
恵まれた自然との共生のもと、うるおいと活力を通して、このまちに“住んでよかった”という気持ちにつながる住みよいまちを目指す。

2 まちづくりの基本方針

新市の将来像を実現するため、7つの基本方針を定め、定住促進と交流人口の増加を目指し、新市のまちづくりを進めます。

多様な雇用機会を創出する活力ある産業づくり

活気に満ちた往来のあるまちの基盤づくり

夢と生きがいをもち、魅力と個性ある教育・文化づくり

健康でやさしさと笑顔のあふれる福祉社会づくり

自然と共生した安全で快適な生活環境づくり

協働による住民主役のまちづくり

効率的な行財政基盤をもつまちづくり

(1) 多様な雇用機会を創出する活力ある産業づくり

商工業、農業、水産業を主な産業として発展してきた両市町の歩みを継承し、新市においても、第1次産業から第3次産業までバランスのとれた産業の育成・振興に努めます。

また、企業誘致や他産業との連携強化による新産業の創出を通して、雇用の場の創出や雇用確保の支援に取り組むとともに、勤労者福祉の向上に努めます。

さらには、観光基盤の整備や観光施設間のネットワーク化を推進することにより、多様な雇用機会を創出する活力ある産業づくりを進めます。

(2) 活気に満ちた往来のあるまちの基盤づくり

適正な土地利用のもと、土地区画整理事業などによる面的整備、各種公共公益施設の整備を通して魅力ある活気あふれる市街地の整備に努めます。

高速交通体系やアクセス整備を中心に広域交通網の整備を図るとともに、地域の実情にあった生活道路のネットワーク化を推進します。

また、JR駅周辺の整備を行うとともに、利用者のニーズに応じたバス路線の見直しなど公共交通機関の利用促進を図ります。

さらに、高度情報化社会に対応した情報発信や交流イベントの魅力創出に取り組み、一層の交流拡大に努め、活気に満ちた往来のあるまちの基盤づくりを進めます。

(3) 夢と生きがいをもち、魅力と個性ある教育・文化づくり

子ども達に「生きる力・考える力」をもたせる地域に開かれた学校教育の充実、優れた自然環境や歴史に根付いた教育・文化環境をもつ新市の特性を活かし、「人づくり」を基本にした幼児から高齢者までの生涯学習 社会の充実及び青少年健全育成の推進を図ります。

また、健やかな心身を培うスポーツ施設の充実や、レクリエーション活動の推進による新たなまちづくりを進めるとともに、新市の伝統文化の継承など芸術文化の高揚、文化財の保存に努めることにより、夢と生きがいをもち魅力と個性ある教育・文化づくりを進めます。

(4) 健康でやさしさと笑顔のあふれる福祉社会づくり

保健・福祉施設の整備・充実に取り組むとともに、子どもから高齢者まで

あらゆる人々が、いきいきと暮らせる心とからだの健康づくりを推進するとともに、地域に密着した医療体制の充実を図ります。

また、住民が支え合い、ボランティア活動などに自ら参加していく姿勢を基本に、ノーマライゼーションの取り組みによる「すべての人が支えあう」という地域福祉の理念のもとで、地域と行政が一体となって、健康でやさしさと笑顔のあふれる福祉社会づくりを進めます。

(5) 自然と共生した安全で快適な生活環境づくり

上下水道やごみ・し尿処理施設などの生活環境基盤の整備・充実を図るとともに、ごみの分別収集など循環型社会の形成に向けての取り組みに努めます。また、地球環境問題に対する取り組みなど環境施策の充実を図ります。

さらに、子どもから高齢者まですべての人々を対象にしたバリアフリー、ユニバーサルデザインに基づく住環境の充実や公園・緑地など自然環境の保全と自然との共生を図った生活環境の整備に努めます。

さらには、消防、救急体制の充実や防災・防犯体制の整備に努め、自然と共生した安全で快適な生活環境づくりを進めます。

(6) 協働による住民主役のまちづくり

コミュニティの充実、強化による地域連携の環境づくりを推進するとともに、男女共同参画社会の実現など住民の権利が尊重される公平なまちづくりを進めます。

また、積極的な情報公開や説明責任に努めるとともに、情報交換の場づくりや住民参画のまちづくり体制の整備を推進し、協働による住民主役のまちづくりを進めます。

(7) 効率的な行財政基盤をもつまちづくり

住民サービスの充実を目指し、効率的な行政組織の見直しなど地方分権時代に対応した行政機構の確立を図ります。

また、自主財源の確保、応益負担の原則に基づく使用料・手数料の適正化、財源の重点的かつ効率的な配分などを推進し、財政の健全化に努めます。

さらには、近隣市町との連携を図りながら、効率的な行財政基盤をもつまちづくりを進めます。

ノーマライゼーション...障害者を特別視せず、一般社会の中で普通の生活を送れるような条件を整え、共に生きる社会を実現すべきという考え方。

バリアフリー.....【「障壁のない」の意】建築設計において、段差や仕切りをなくするなど高齢者や障害者に配慮をすること。

ユニバーサルデザイン...障害者・高齢者・健常者の区別なしに、すべての人が使いやすいように製品・建物・環境などをデザインすること。

3 土地利用の方向

(1) 市街地ゾーン

市街地については、住居、商業、工業地域の適正な土地利用を図るとともに、2つの市街地がお互いの特性に応じて機能分担しながら、特色のある市街地の形成が図れるよう都市基盤の整備を推進します。

また、県道小野田山陽線及び小野田湾岸道路の整備やJR厚狭駅及び小野田駅の機能の拡充による公共交通機関の利便の向上を促進し、市街地の連携を強化し新市の速やかな一体感の形成を図ります。

(2) 田園居住ゾーン

市街地周辺の田園居住ゾーンについては、農業との調整を図りながら、自然と調和のとれた居住空間の形成を図ります。

また、優良な農地については、ほ場整備などの基盤整備を行い、農業の振興を図るとともに、江汐公園、物見山公園やゴルフ場など自然資源を活用した市街地ゾーンとの交流空間の形成を図ります。

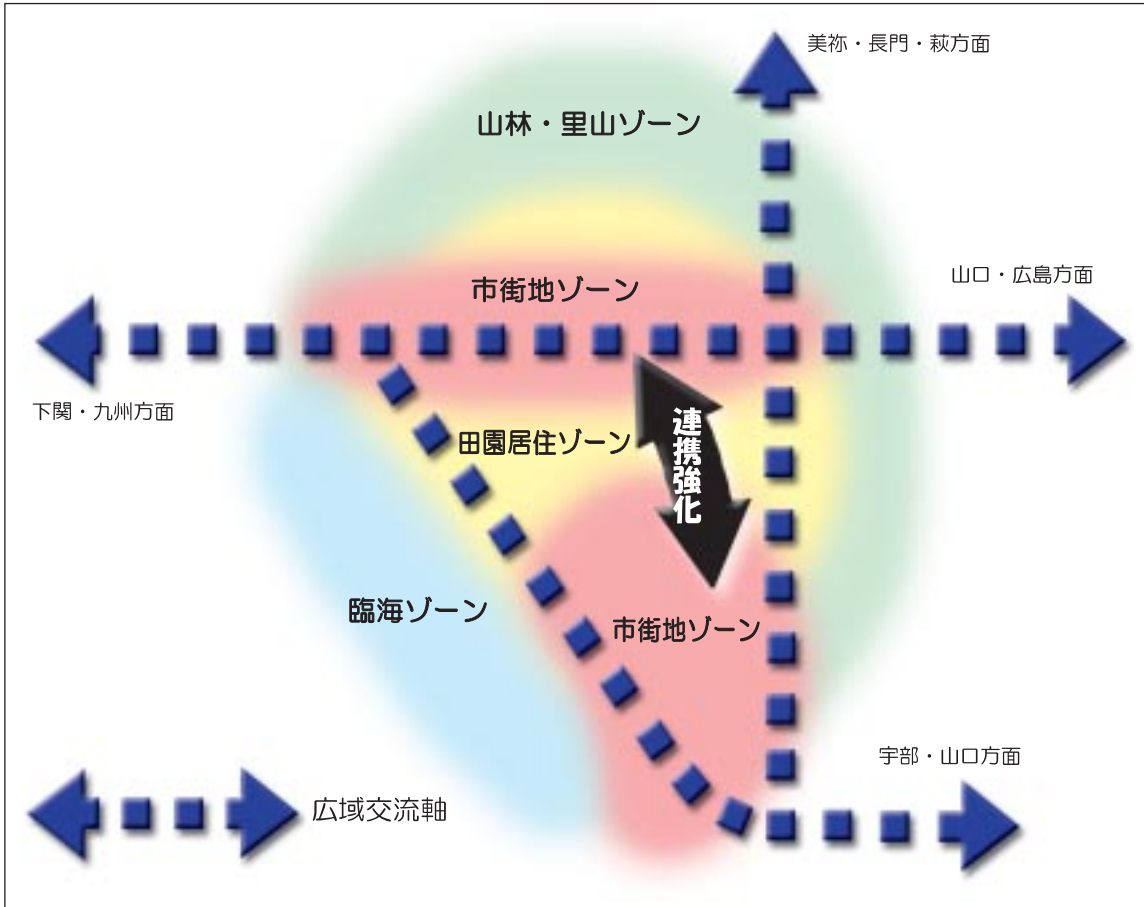
(3) 臨海ゾーン

瀬戸内海に面した本山岬、焼野海岸、縄地ヶ鼻、埴生・津布田海岸にかけての臨海部については、きららビーチ、きらら交流館、きららガラス未来館、竜王山公園オートキャンプ場、青年の家、公園・緑地、史跡など既存の施設の活用を図るとともに、臨海立地のメリットをいかした新たな産業創出や、グルメ・保養ゾーンの形成を目指すなど人々の多様なレクリエーションニーズに対応できる総合的、広域的な交流機能の拡充を図ります。

(4) 山林・里山ゾーン

市境を形成している山林・里山は、恵まれた緑地空間や河川環境を保ち、緑に囲まれた自然と共生する市街地ゾーンの形成に資するよう、竜王山、菩提寺山、江汐公園、物見山公園、松嶽山、石山公園などを緑の拠点とし、市民の癒し空間の形成や自然環境の保全を図ります。

土地利用イメージ図



第5章 新市の主要施策・主要事業

7つのまちづくりの基本方針に基づき、次のような施策展開を図ります。

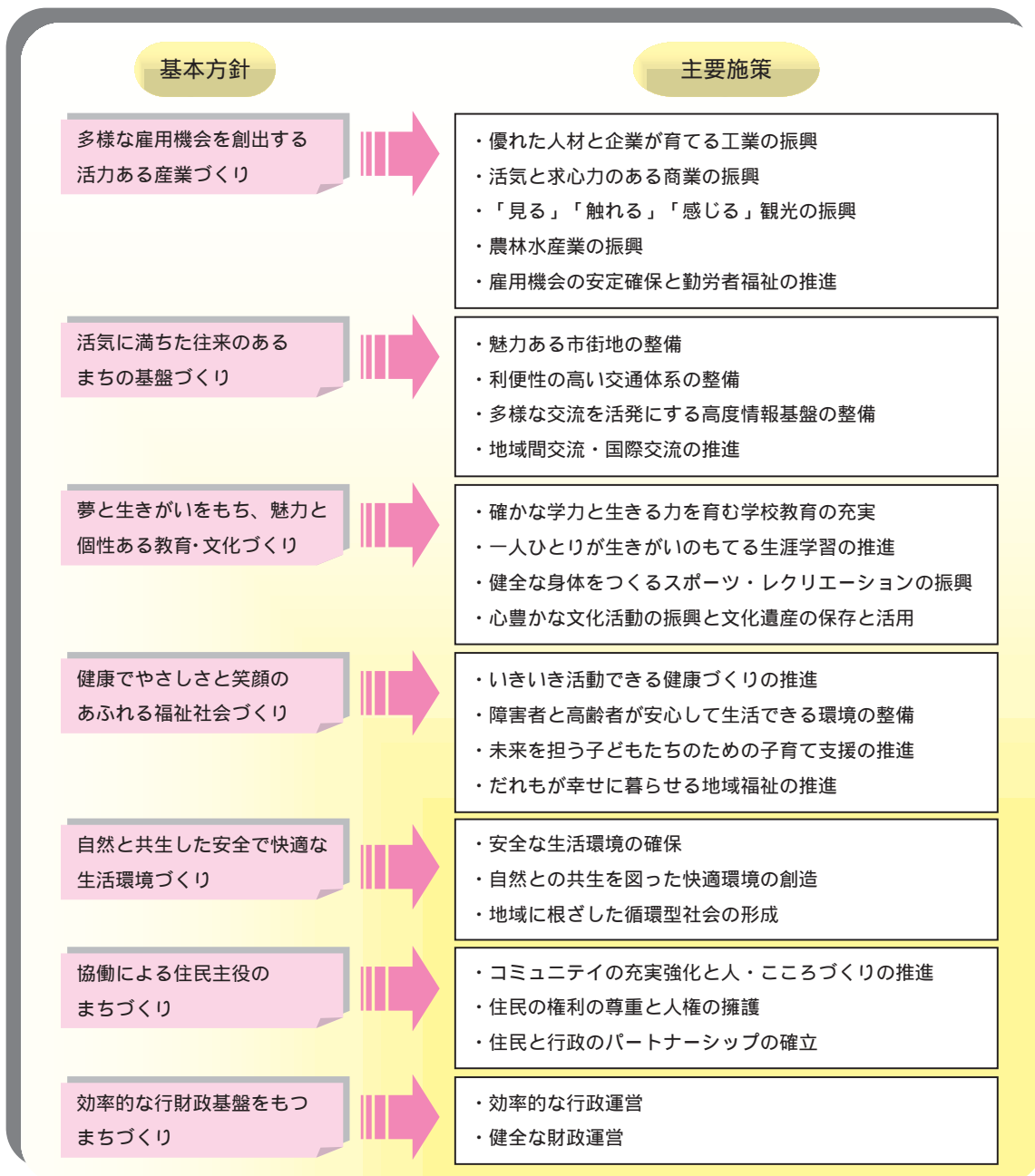
《施策の体系》

基本理念

交流拠点の特性を活かした創造力と活力のある躍動感あふれるまちづくり
郷土の誇りと互譲互助の“こころ”がひとつになって未来を拓くまちづくり

将来像

心豊かで うれしいと活力に満ち 自然と共生した 住みよいまち



1 多様な雇用機会を創出する活力ある産業づくり

(1) 優れた人材と企業が育てる工業の振興

両市町は、東沖ファクトリーパーク、小野田・楠企業団地、山野井工業団地、新山野井工業団地などを整備し、企業誘致を推進してきました。

今後も、JR山陽新幹線、山陽自動車道宇部下関線の高速度交通網のアクセス条件の向上や港湾施設の整備など基盤整備を行うとともに、これらの恵まれた立地ポテンシャルを活かし、企業誘致を積極的に推進します。

また、既存企業の内発促進を図るため、優れた人材の育成や経営支援に努めるとともに、山口東京理科大学などの学術研究機関との産学官連携による地域資源を活かした付加価値の高い製品開発や新産業の創出を図ります。

(2) 活気と求心力のある商業の振興

消費者ニーズの多様化、生活様式の変化、一段と進む車社会などにより商業を取り巻く環境は著しく変化し、購買力に占める大型商業施設の割合が高くなるなどの影響から、身近にあった既存の小売店や商店街が消費者に満足を与えることが困難な状況になっています。

そこで、今後の高齢化社会の進展を踏まえ両者のバランスの取れた発展を目指し、特色を生かした個性ある商業の振興を促進するとともに、支援体制の充実を図り、活気と求心力のある中心市街地の形成を念頭に、賑わいのある商業空間の創出を図ります。

(3) 「見る」「触れる」「感じる」観光の振興

新市は交通の要衝に位置していることから、自然、伝承文化・祭り、史跡、文化財、レクリエーション施設、宿泊施設など地域の恵まれた観光資源を積極的に活用することで、集客力を増す可能性を秘めています。

そこで、観光協会をはじめとした関係機関の連携のもと、「見る」「触れる」「感じる」をモットーに、既存の観光施設と新しい観光資源のネットワーク化を図るとともに、両市町のまつりなどの活性化やイベントの魅力創造を行い、通年型・リピート型・滞在型観光の促進を図ります。

(4) 農林水産業の振興

農林水産業は諸外国からの安い輸入品との価格競争、国内での産地間の競争などにより、経営環境が非常に厳しくなっています。

そこで、引き続き、各種生産基盤の整備に努めるとともに、農業については、法人化などによる農家の規模拡大、特産物の創出やブランド化及び販路の拡大などを推進し、農業全体の活性化を図ります。

林業については、水源涵養・国土保全の機能を重視した森林資源の確保を図るとともに、水産業については、資源管理型の「つくり育てる」漁業への転換を推進します。

また、後継者の育成に努めるとともに、地元産品を地元で消費する地産地消を促進するとともに、農林水産業と観光・レクリエーションなどの各産業間の連携を推進します。

(5) 雇用機会の安定確保と勤労者福祉の推進

長引く不況により雇用を取り巻く環境は厳しい状況が続いており、雇用機会の安定的な確保や労働環境の充実が求められています。

そこで、雇用確保のための企業誘致を強力に推進するとともに、多様な雇用の場の創出や雇用の安定確保の支援を推進します。

また、就業対策や勤労者福祉の向上を図るなど労働環境の整備・充実を促進します。

施策名	事業名
(1) 優れた人材と企業が育てる工業の振興	企業誘致推進事業 中小企業者支援事業 港湾整備事業【県事業】 工業用水道施設整備事業
(2) 活気と求心力のある商業の振興	商業起業家支援センター「日の出市場」運営事業 中小企業大型店対策事業
(3) 「見る」「触れる」「感じる」観光の振興	観光行政の推進 まつり・イベント開催事業 道の駅建設事業
(4) 農林水産業の振興	経営体育成基盤整備事業【県事業】 経営構造対策事業 農業関連計画策定事業 小規模土地改良事業 地産地消の推進 有線放送支援事業 有害鳥獣対策事業 県営水産基盤整備事業【県事業】 地域水産物供給基盤整備事業 漁業経営構造改善事業 農林水産施設整備事業 栽培漁業等推進事業
(5) 雇用機会の安定確保と勤労者福祉の推進	勤労者福祉の推進 高齢者就業機会確保事業【再掲】 企業誘致推進事業【再掲】

を通して、外国の異文化に触れ、国際感覚を養う体制づくりや国際感覚豊かな人材の育成を図ります。

施策名	事業名
(1) 魅力ある市街地の整備	都市計画マスタープラン 策定事業 厚狭駅周辺地区整備事業 小野田駅周辺地区整備事業
(2) 利便性の高い交通体系の整備	道路整備事業【国・県事業】 市道整備・改良事業 生活バス路線維持対策事業
(3) 多様な交流を活発にする高度情報基盤の整備	地域情報化推進事業
(4) 地域間交流・国際交流の推進	姉妹都市提携 中学生海外派遣事業 外国人招致事業【再掲】 高校サッカーフェスティバル開催事業【再掲】 現代ガラス展開催事業【再掲】

3 夢と生きがいをもち、魅力と個性ある教育・文化づくり

(1) 確かな学力と生きる力を育む学校教育の充実

少子化による児童・生徒数の減少や複雑、多様化している学校教育に対するニーズ^{*}に対応し、将来の新市を担う子どもたちが、確かな学力や豊かな心など生きる力を育み、心身ともにたくましく育ち成長することができるように、学校教育内容の充実や老朽校舎の計画的改修など施設・設備の充実を図るとともに、地域との交流・連携を通して地域に開かれた学校づくりを推進します。

また、山口東京理科大学においては、教育研究環境や施設の充実を図るとともに、地域の人材育成、学習機会の提供に努めます。

(2) 一人ひとりが生きがいのもてる生涯学習の推進

生活様式や価値観の多様化により、住民の生涯学習^{*}ニーズ^{*}が高まっています。また、高齢者の生きがいづくりや青少年の健全な育成にも生涯学習^{*}の果たす役割はますます重要となっています。

そこで、図書館、公民館などの生涯学習^{*}拠点の機能充実とネットワーク^{*}化を図るとともに、生涯学習^{*}環境を支える人材の育成やインターネット^{*}など情報手段の有効活用、さらには地域関連団体との一層の連携強化を推進します。

(3) 健全な身体をつくるスポーツ・レクリエーションの振興

スポーツ活動に親しむことは、明るく健康的な生活と豊かな人間関係を育み、生きがいのある人生を送るうえで大きな意義があり、住民の健康増進、体力の維持・向上に対する関心は高まっています。

住民の誰もが生涯にわたって、それぞれの体力や年齢に応じて、スポーツ・レクリエーションに親しめるよう、施設の整備など活動推進のための基盤整備を進めるとともに、その普及に資する指導者の育成を図ります。

また、サッカー交流拠点施設を整備し、スポーツによる新しいまちづくりを推進します。

(4)心豊かな文化活動の振興と文化遺産の保存と活用

心の豊かな文化の薫り高いまちづくりに向け、住民が高いレベルでの文化・芸術を享受できるよう多様な文化・芸術活動の振興を目指し、各種施設の整備・拡充や住民の主体的な文化・芸術活動に対する支援を推進します。

また、新市に存在する歴史や祭りなどの伝統文化を継承するとともに、各種文化財の保存と活用を図ります。

施策名	事業名
(1)確かな学力と生きる力を育む学校教育の充実	地域人材活用事業「心ときめき教室」 外国人招致事業 学校図書館資源共有事業 小中学校施設整備事業 大学施設整備事業
(2)一人ひとりが生きがいもてる生涯学習の推進	生涯学習推進プラン策定事業 生涯学習機会の提供 青少年育成センター運営事業
(3)健全な身体をつくるスポーツ・レクリエーションの振興	スポーツによるまちづくりモデル推進事業【県事業】 国民体育大会(平成23年) スポーツセンター整備事業 高校サッカーフェスティバル開催事業
(4)心豊かな文化活動の振興と文化遺産の保存と活用	第21回国民文化祭・やまぐち2006 現代ガラス展開催事業 市民ギャラリー整備事業 「皿山の里」整備事業 文化振興ビジョン策定事業

4 健康でやさしさと笑顔のあふれる福祉社会づくり

(1) いきいき活動できる健康づくりの推進

生涯にわたって健康を維持するために、住民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」という自覚のもと、健康相談や基本健診・各種検診による病気の予防・早期発見に努めるとともに、住民が日常的に行える心とからだの健康づくりの環境整備を推進します。

あわせて、市立病院の施設・設備の拡充や医師会などの関係機関との連携による地域の実情に応じた地域医療体制づくりを促進します。

(2) 障害者や高齢者が安心して生活できる環境の整備

障害者や高齢者が長年住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、在宅福祉の充実と介護保険制度や支援費制度の円滑な運用を図り、適切な福祉サービスの効果的・効率的な提供に努めます。

また、みんなで支える支援組織や人材の育成に取り組むとともに、関連施設の整備を図ります。

あわせて、これまで培ってきた経験や知識・技能などを積極的に家庭や地域社会で発揮できるような生涯現役社会の実現に努めます。

(3) 未来を担う子どもたちのための子育て支援の推進

安心して生み育てられる環境づくりのために、子育て支援の充実・強化を図り、地域一体となった育成活動とこれらの事業や活動を支える人材の育成を推進します。

また、少子化社会にあって社会環境の変化に伴い多様化する児童福祉へのニーズに適切に対応し、未来を担う子どもたちの心身ともに健やかな育成に努めるとともに、保育所の多様な需要に対応できるよう、保育内容の充実と環境の整備を図ります。

(4) だれもが幸せに暮らせる地域福祉の推進

地域のあらゆる人々が共に支え合い、共に暮らせる連帯感あふれた福祉社会の実現を目指し、施設の整備・拡充に努めるとともに、社会福祉協議会など関係機関と連携し、福祉サービスについての正しい情報提供や啓発・広報

活動に努め、福祉に関する学習機会の充実を図ります。

また、福祉ボランティア など住民一人ひとりがそれぞれの立場で地域の福祉に主体的に参加する地域福祉推進体制の充実に努めます。

施策名	事業名
(1) いきいき活動できる健康づくりの推進	成人保健事業 予防接種事業 地域医療体制の充実
(2) 障害者や高齢者が安心して生活できる環境の整備	障害者生活支援事業 心身障害者福祉タクシー事業 障害者福祉施設運営事業 介護予防・地域支え合い事業 高齢者就業機会確保事業 新型ケアハウス整備事業 高齢者向け優良賃貸住宅整備事業【再掲】
(3) 未来を担う子どもたちのための子育て支援	次世代育成支援対策市町村行動計画策定事業 地域組織活動育成事業 児童クラブ運営事業 母と子の健康づくり事業 ブックスタート事業 公立幼稚園・保育所運営事業 児童館整備事業
(4) だれもが幸せに暮らせる地域福祉の推進	地域福祉計画策定事業 在宅介護支援センター運営事業 地域福祉活動の促進 総合福祉会館（仮称）整備事業 福祉会館整備事業

施策名	事業名
(1) 安全な生活環境の確保	地域防災無線整備事業 地域防災体制の充実 消防施設整備事業 救急業務高度化推進事業 地すべり対策事業【県事業】 急傾斜地崩壊対策事業【県事業】 広域基幹河川改修事業 河川受託事業【県事業】 周防高潮対策事業【県事業】 河川工作物応急対策事業【県事業】 地方特定河川等環境整備事業【県事業】 河川修繕事業【県事業】 海岸保全施設整備事業【県事業】 海岸高潮対策事業【県事業】 海岸高潮対策事業 小規模土木事業
(2) 自然との共生を図った 快適環境の創造	環境美化推進事業 県営住宅整備事業【県事業】 公営住宅整備事業 優良住宅利子補給事業 高齢者向け優良賃貸住宅整備事業 住宅団地整備事業 都市公園整備事業【県事業】 公園整備事業 水道相互連絡配水管整備事業 水道施設整備事業 下水道整備事業 浄化槽設置整備事業
(3) 地域に根ざした循環型 社会の形成	一般廃棄物処理施設整備事業 し尿処理施設整備事業 斎場整備事業 リサイクル推進事業

6 協働による住民主役のまちづくり

(1) コミュニティの充実強化と人・こころづくりの推進

都市化や核家族化の進展などに伴って、地域住民の連帯意識の希薄化、世代間の断絶などの現象が顕著となり、コミュニティに対する住民の関心や依存度も低下しています。

そこで、ふれあいと潤いのあるコミュニティづくりを推進するため、施設整備を図るとともに、各種団体、組織のなお一層の充実と相互のネットワーク化を図り、地域連携の環境づくりを推進します。

(2) 住民の権利の尊重と人権の擁護

だれもがそれぞれの能力と個性を十分に発揮でき、お互いに尊重し合い、様々な分野において参画できる社会の構築を目指し、関係機関と連携をとりながら、男女平等意識、人権尊重などの学習機会を創出し、教育・啓発活動の推進に努めます。

(3) 住民と行政のパートナーシップ[※]の確立

住民と行政がともに考え、ともに役割を担う“協働”の推進を図り、住民と行政が一体となったまちづくり体制を確立するため、一層の行政情報開示の拡充や説明責任に努めます。さらに、企画立案から住民が参加できるまちづくり推進体制の構築やインターネットなどのITを活用した積極的な情報交換の場づくりに努めるとともに、NPOやボランティア団体との連携を図るなど開かれた行政を目指した各種事業を推進します。

施策名	事業名
(1) コミュニティの充実強化と人・こころづくりの推進	コミュニティ活動支援事業
(2) 住民の権利の尊重と人権の擁護	男女共同参画推進事業 「女と男(ひととひと)の一行詩」募集事業 人権教育推進事業
(3) 住民と行政のパートナーシップの確立	情報公開制度の推進 協議会等委員の公募 広報広聴活動の充実 市民活動センターの設置

パートナーシップ...友好的な協力・連携。
 I T 情報技術。コンピュータやデータ通信に関する技術の総称。
 N P O [Non Profit Organization] 非営利組織。政府や私企業とは独立した存在として、住民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。

7 効率的な行財政基盤をもつまちづくり

(1) 効率的な行政運営

多様化・高度化する住民ニーズ に適切に対応するため、事務事業や行政組織の見直しや改善を進め、行政事務の簡素化、合理化、効率化を図るとともに、行政運営能力の向上の視点から職員資質向上施策の推進を図ります。

また、インターネット で行政情報の閲覧、各種申請・届出、公共施設予約を可能とする電子自治体の構築や、PFI 事業による民間活力の導入を通して、よりきめ細かな行政サービスの提供に努めます。

さらには、近隣市町との連携を図りながら、効率的な行政運営を推進します。

(2) 健全な財政運営

中長期的な展望に立った健全な財政運営を目指し、自主財源の確保、応益負担の原則 に基づく使用料・手数料の適正化、客観的指標となるバランスシート や事業評価 による財源の重点的かつ効率的な配分などに努めます。

また、公営企業については、独立採算の原則に基づき、一層の効率的な運営による経営の健全化に努めます。

施策名	事業名
(1) 効率的な行政運営	電子自治体の構築 定員の適正化 地籍調査事業
(2) 健全な財政運営	財政運営の適正化 公営企業の経営健全化

PFI...プライベート・ファイナンス・イニシアチブ。これまでの公的部門による社会資本の整備・運営に民間資本や経営ノウハウを導入し、民間主体で効率化を図ろうという政策手法。イギリスで用いられているが、日本でも1999年（平成11年）PFI推進法（民間資金などの活用による公共施設などの整備などの促進に関する法律）制定。

第6章 公共的施設の適正配置と整備

公共的施設については、住民サービスの極端な低下を招くなど住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域の特性や地域間のバランス、さらには財政事情を勘案し、適正配置と整備を図っていきます。

適正配置と整備にあたっては、新市の規模に見合った施設運営のため行財政運営の効率化はもとより、現在の公共的施設の有効利用・相互利用、統廃合などを総合的に勘案し、逐次実施していくものとします。

新市の本庁舎については、現在の小野田市役所に置くものとし、現在の山陽町役場については、総合事務所とし、窓口サービス機能を充実して住民サービスの低下を招かないように配慮するとともに、総合行政機能を持たせて有効に活用していきます。

第7章 財政計画

財政計画は、新市の15年間の財政運営の指針として、歳入・歳出を項目ごとに、両市町の現況及び過去の実績や経済情勢などを勘案しながら推計し、普通会計ベース（公営企業会計を除いたもの）で策定したものです。

策定にあたっては、堅実な財政運営を基調に、合併に伴う主な節減経費などを反映するとともに、合併特例債等の国の財政支援措置を勘案しています。

なお、策定時点において、国等の行財政改革は、不透明感が強く将来の計画に反映させることが困難な状況にあるため、策定にあたっては、現行制度や国・県の方針を基本としています。

【歳入】

(1) 市税

市税については、過去の実績を基に、今後の経済見通し等を踏まえて推計しています。

(2) 地方交付税

地方交付税^{*}については、現行の交付税制度を基に、普通交付税の算定の特例（合併算定替）に係る財政措置や経済見通しを踏まえて推計しています。

また、合併特例債等に係る交付税措置分を見込んでいます。

(3) 分担金及び負担金

分担金及び負担金については、過去の実績を基に、扶助費の伸びや普通建設事業を考慮して推計しています。

(4) 使用料及び手数料

使用料及び手数料については、過去の実績等を基に、行政水準の平準化を考慮して推計しています。

(5) 国庫支出金・県支出金

国庫支出金・県支出金については、過去の実績を基に、扶助費の伸び、国県支出金の一般財源化、普通建設事業費などを考慮して推計しています。

また、合併による財政支援を見込んでいます。

(6) 市債

市債については、現行の地方債制度を基に、新市建設計画に基づく合併特例債、通常債及び減税補てん債を推計しています。

■歳入

(単位：百万円)

区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
市税	9,985	9,997	10,512	10,598	10,199	10,050	10,292	9,979	9,799	10,033	9,812	9,633	9,635	9,442	9,423
地方譲与税	473	740	238	244	218	241	219	207	223	202	207	200	200	200	200
県税等金	1,176	1,153	959	915	892	867	833	760	799	906	1,101	1,219	1,419	1,419	1,419
地方交付税	4,528	3,795	3,385	3,855	4,286	4,644	5,083	4,970	5,099	5,041	5,035	6,384	6,278	6,341	6,381
分担金及び負担金	277	276	270	269	287	272	294	304	314	308	305	306	306	307	307
使用料及び手数料	612	619	653	635	591	595	584	568	577	569	572	572	573	573	573
国庫支出金	2,562	2,551	2,538	2,233	3,796	3,952	3,517	3,154	3,839	3,920	3,556	4,276	3,654	3,679	3,793
県支出金	1,700	1,853	1,528	1,609	1,584	1,892	1,787	1,728	1,781	1,600	1,692	1,806	1,821	1,966	1,853
財産収入	202	140	390	90	82	70	297	42	98	53	20	40	40	40	40
寄附金	5	46	102	19	6	30	9	12	5	3	3	15	20	25	30
繰入金	871	62	1,641	58	457	1,079	162	391	185	180	161	947	2,022	286	792
繰越金	109	184	91	161	377	322	357	721	480	571	536	0	0	0	0
諸収入	2,094	2,180	2,585	830	809	661	698	620	597	680	660	680	700	720	740
市債	2,309	2,024	2,096	3,063	2,942	2,987	3,307	2,224	2,960	5,684	2,578	6,529	8,320	3,488	2,759
計	26,903	25,620	26,988	24,579	26,526	27,662	27,439	25,680	26,756	29,750	26,238	32,607	34,988	28,486	28,310

■歳出

(単位：百万円)

区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
人件費	5,971	5,565	5,859	5,966	5,822	4,985	5,059	3,972	3,862	3,847	3,809	3,778	3,827	3,683	3,880
扶助費	4,346	4,094	4,350	4,372	4,677	5,493	5,659	5,772	5,789	6,074	6,317	6,819	6,615	6,707	6,801
公債費	3,416	3,424	3,566	3,506	3,455	3,640	3,704	3,763	3,732	3,424	3,265	3,132	3,033	2,965	2,725
物件費	2,373	2,483	2,303	2,297	2,639	2,663	2,751	2,725	2,679	2,835	3,137	3,012	3,169	3,180	3,219
維持補修費	176	157	149	158	142	134	131	139	138	136	112	180	183	191	205
補助費等	2,173	2,154	2,128	1,682	3,008	2,826	1,950	2,356	2,592	2,353	2,754	3,725	3,830	3,913	3,985
繰出金	3,403	3,102	4,163	2,746	3,091	3,214	3,336	3,231	3,354	3,492	3,757	3,777	3,893	3,967	3,909
積立金	123	89	488	107	1,028	1,430	1,156	661	657	914	641	218	36	374	382
投資及び出資金	7	3	3	9	2	18	15	72	332	1,017	1	0	0	0	0
貸付金	1,387	1,450	1,536	1,016	216	217	179	178	186	178	319	238	238	238	238
普通建設費	3,303	2,962	2,280	2,343	1,915	2,371	2,591	2,246	2,807	4,896	2,072	7,728	10,164	3,268	2,966
災害復旧費	42	47	2	0	209	314	186	85	57	1	54	0	0	0	0
計	26,720	25,530	26,827	24,202	26,204	27,305	26,717	25,200	26,185	29,167	26,238	32,607	34,988	28,486	28,310

用語解説

行	用語	解説
ア 行	IT	情報技術。コンピュータやデータ通信に関する技術の総称。
	アクセス	接近という意味。(交通関係では、都市、空港、駅など目的への連絡や接続の意味で用いられている)
	一部事務組合	地方自治法の定めにより、2以上の地方公共団体(都道府県、市町村)がその事務の一部を共同して処理するために設置した共同処理機構。
	インターネット	全世界のネットワークを相互に接続した巨大なコンピュータネットワーク。インターネットは全体を統括するコンピュータの存在しない分散型のネットワークであり、全世界に無数に散らばったサーバコンピュータが相互に接続され、少しずつサービスを提供することで成り立っている。
	イベント	行事や催し。
	NPO	[Non Profit Organization] 非営利組織。政府や私企業とは独立した存在として、住民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。
	応益負担の原則	行政サービス等を受ける程度に応じて使用料や手数料を負担すべきであるという考え方。
カ 行	協働	同じ目的のために、協力して働くこと。
	コーホート要因法	コーホート要因法 (cohort component method) とは、基準年次の男女別年齢別人口を出発点とし、これに仮定された男女年齢別生残率、男女年齢別社会人口移動率、女子の年齢別出生率および出生性比を適用して将来人口を求める方法。
	コミュニティ	人々が助けあいの意識を持って共同生活を営む一定の地域、およびその人々の集団。地域社会。
サ 行	システム	個々の要素が組み合わされた、まとまりをもつ全体。体系。系。情報システム、行政システムという使い方をする。
	生涯学習	学習者の自由な意志に基づいて、それぞれにあった方法で生涯にわたって学習していくこと。
	事業評価	行政が行う施策や事務事業について、住民の視点に立ち、住民の便利の度合いや満足度などがどれだけ向上したかという観点から、費用対効果も把握しながら、できる限り客観的にわかりやすくその有効性や効率性を評価すること。
	情報化社会	ある出来事が瞬時に世界に伝わるなど、社会的に大量の情報が生み出され、それを加工・処理・操作するための機構が巨大化し、人々の意思決定や行動に大きな影響を与えるに至った社会。情報社会。
	情報公開	行政機関が保有する情報を住民に公開すること。
	循環型社会	製品の再生利用や再資源化などを進めて新たな資源投入を抑えるなど、資源の有効活用を目指す社会。2000年(平成12年)生産者に廃棄物の最終責任を求める循環型社会形成推進基本法が制定された。
タ 行	男女共同参画社会	男女の区別なく、互いに対等な社会の構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、個性と能力を十分に発揮することができる社会のこと。

行	用語	解説
タ 行	地方交付税	地方公共団体の財源不足や地域間の財政不均衡を是正し、どこに暮らしていても、国民が等しく一定の行政サービスを受けられるよう国から地方公共団体へ交付される税金のこと。5つの国税のうちから一定の比率で交付する仕組みとなっている。
	地方分権	行政上の様々な権限を地方に任せること。
	デジタル化	音声や映像などを数値化すること。
	電子自治体	文書の電子化（紙情報より電子情報への転換）および情報ネットワークを通じた情報共有・活用に向けた業務改革を重点的に推進する行政（自治体）。
	特殊法人	広義には、特別法によって設立される法人。政府関係法人。狭義には、法律により直接に設立される法人、および特別の法律により政府の命ずる設立委員による設立行為をもって設立される法人。総務庁の審査の対象とされる。
ナ 行	ニーズ	需要、要望。
	ネットワーク	網目状に組まれた組織、仕組みの意。交通ネットワーク、情報ネットワークなどの使い方をする。
	ノーマライゼーション	障害者を特別視せず、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整え、共に生きる社会を実現すべきという考え方。
ハ 行	バリアフリー	〔「障壁のない」の意〕建築設計において、段差や仕切りをなくすなど高齢者や障害者に配慮をすること。
	パートナーシップ	友好的な協力・連携。
	バランスシート	企業の一定時点における財政状態を示す計算書（貸借対照表）のことで、近年は行政の財政状況についても、バランスシートを作成する自治体が増えている。
	PFI	プライベート・ファイナンス・イニシアチブ。これまでの公的部門による社会資本の整備・運営に民間資本や経営ノウハウを導入し、民間主体で効率化を図ろうという政策手法。イギリスで用いられているが、日本でも1999年（平成11年）PFI推進法（民間資金などの活用による公共施設などの整備などの促進に関する法律）制定。
	ポテンシャル	可能性としてもっている能力。潜在的な力。
	ボランティア	無報酬で社会に有益な活動に参加すること。一方、若干の謝礼を受け活動することを有償ボランティアという。
マ 行	マスタープラン	全体の基本となる計画または設計。都市計画マスタープラン、住宅マスタープランなどがある。
	メリット	利点。長所。
	モットー	行動や努力の目標とする事柄やそれを表す言葉。
ヤ 行	ユニバーサルデザイン	障害者・高齢者・健常者の区別なしに、すべての人が使いやすいように製品・建物・環境などをデザインすること。
	やまぐち情報スーパーネットワーク	高速大容量の光ファイバ網による全県的な情報通信基盤。
ラ 行	リサイクル	一度使ったものを再利用したり、再生して利用すること。資源の有効活用や環境保全、ごみの減量化などの観点から、その推進が叫ばれている。

新市まちづくり計画 新市建設計画

2004（平成16）年10月発行
小野田市・山陽町合併協議会

● 心豊かでうるおいと活力に満ち



自然と共生した 住みよいまち ●